

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

受託業者を決定するため、企画提案書及びプレゼンテーションにより、提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、評価点と価格点の合計点で判定する。

(1) 評価点 (200点)

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価し、「評価点」(200点満点)を与える。

(2) 価格点 (50点)

見積書(様式6)に記載された見積価格を「4 価格点」に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。「価格点」は、50点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「評価点」が最低制限基準(100点)以上であり、かつ「評価点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を受託候補者(第一交渉権者)とする。ただし、受託候補者が本市の示す参加資格を満たしていない場合は、採用しない。

(4) 全ての受託候補者の「評価点」が最低制限基準に満たない場合は、選定を再度実施する。

2 合計点数が最も高い者が2者以上あるとき(同点)の対応

(1) 提案者それぞれの「評価点」と「価格点」が異なる場合

「評価点」が高い者を受託候補者(第一交渉権者)とする。

(2) 提案者それぞれの「評価点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者(第一交渉権者)を決定する。くじ引きを行う場合は、当該提案者へ別途通知する。

3 評価点の評価【200点】

(1) 評価項目及び配点

各審査者が、提案内容評価表(別紙5)に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 項目点

各審査者が、評価対象の各項目を5段階で評価する。

評価	項目点
本市の要求水準を満たし、さらに特に優れた評価要素がある。	配点×1.0
本市の要求水準を満たし、さらに優れた評価要素がある。	配点×0.8

本市の要求水準を満たす。	配点×0.6
本市の要求水準に対して、やや不十分な評価要素がある。	配点×0.4
本市の要求水準に対して、不十分な評価要素がある。	配点×0.2

イ 採点方法

提案内容評価表（別紙5）に基づき、各選定委員が採点した項目点について、各項目の平均点を算出したうえで、それを合計し「評価点」を算出する。算出にあたっては、小数点以下一桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

4 価格点【50点】

価格点の計算は、以下の式により行う。算出にあたっては、小数点以下一桁までを有効とし、小数点以下二桁目で四捨五入する。

価格点＝価格点の配点×（1－当該提案者の令和8年度の経費／令和8年度の概算予算額の合計）

見積書に記載された令和8年度の見積価格が、実施要領2（4）に記載の概算予算額を超過している事業者については、評価点が優れている場合にあっても採用しない。